委員会提出議案第　５　号

調布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　８　年１１月３０日

提出者　議会運営委員長　川　畑　英　樹

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、罰則に係る規定を改めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第　　号

調布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年調布市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第５４条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「５０万円」を「１００万円」に改める。

第５７条中「第２４条第１項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月１７日から施行する。